

岐阜県信用保証協会理事長選任理由

当信用保証協会の使命は、中小企業に対して、「信用保証」を通じて金融の円滑化に努めるとともに、中小企業の中に埋もれている信用力を発掘し、中小企業と金融機関や中小企業支援機関とを結び付ける「かけ橋」としての役割を果たすことで、中小企業の経営基盤の安定・強化に寄与し、もって、中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献することにある。

そうした組織にあつては、金融機関や行政を含む各種支援機関との連携が不可欠であり、本理事長ポストには、明確な目的意識を持ち、統率力を発揮し、職員と一丸となつて、当協会の役割を実現させていくことが求められる。そこで、長く行政分野で培った見識や、首長や各種団体との調整経験が豊富で、かつ県行政の幹部として、業務運営や組織管理の経験もある点を考慮し、今般、理事会の互選により長沼正信氏を選任した。

なお、理事長の理事選任に至る過程に関しては、以下の手続きを経て、理事候補者を選定し、岐阜県知事が長沼正信氏を理事として任命したところである。

まず、岐阜県が1月15日から2月14日まで常勤理事ポストの公募を実施したところ、1名の応募があつた。事務局（県担当部署）による第一次選考において、応募資格要件に係る書類審査を行い、結果、当該1名が合格した。その後、第二次選考において、選考委員会による面接審査を行い、業務運営や組織管理に係る経験・能力、経済情勢や信用保証協会に係る知識・認識、職務に対する熱意等の観点から評価し、結果、当該1名が合格となり、常勤理事候補者として選定した。